意見書案第 1 号

水田活用の直接支払交付金の厳格化及び見直しについて

別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 4 年 3 月22日提出

水田活用の直接支払交付金の厳格化及び見直しに関する意見書

今般、政府では「水田活用の直接支払交付金見直しの方針」を打ち出し、また、 平成29年度以降の交付対象水田の取扱ルールを厳格化することとしている。

当地域では、昭和40年代から主食用米の生産調整に自ら取り組み、地域の特色 や気候に合った転作作物の選択によって、主食用米の需給安定と農業者の経営安定、 地域の農業生産基盤の強化に努めてきたところである。

しかしながら、今般の水田活用の直接支払交付金の見直しは、主食用米の需給の みならず、飼料用米や小麦、大豆、牧草等といった転換作物の需給にも影響を及ぼ し、さらに、交付金の減少による経営収支の悪化が後継者難や離農の増加を招き、 農家戸数の減少、地域の崩壊につながりかねない事態となることが懸念されている。

また、交付金の対象とならない水田の発生により、土地評価額の下落や担保評価額の低下、農協の健全な運営にも大きな支障を来すほか、市の固定資産税収入や土地改良区施設の維持管理、農業者の投資意欲の減退などにも直結する問題となり、地域全体に及ぼす影響は多大なものがある。

このことから、水田活用の直接支払交付金の厳格化及び見直しに関しては、農業者が安心して営農を継続できるよう各地域の実情に応じた弾力的な対応を、強く求める。

記

- 1 令和4年度の営農は営農計画に基づき既にスタートしており実質4年間しかなく、また、水稲種子の申込みは1年前に行っていることから、2~3年程度の準備期間を設けること。
- 2 転作作物の作付により長年水稲を作付していなかった水田や一時的に畦畔を撤去した圃場においては畦畔の設置や用水路の修繕が必要となることから、これらの修繕・整備が集中することにより請負業者が不足し、基盤整備事業の実施にも支障が出てくる。

また、基盤整備の順番待ちで令和8年度以降に整備を予定している圃場においても5年間に一度の水稲作付は、整備前の悪条件での水稲作付となり品質の低下を招くことから、圃場の修繕や基盤整備を予定している水田については、5年間の期間の延長措置を講ずること。

3 農地を賃借し耕作している農業者は、令和8年までに一度水稲を作付しなけれ ば農地の貸主の意向にもかかわらず交付対象水田から除外されトラブルの発生原 因ともなり、5年に一度水稲の作付ができなかった場合には、契約期間中であっ ても契約解除を余儀なくされ、新たな賃借者が見つからなかった場合には優良農 地であっても遊休化することが懸念される。

また、人・農地プランの実質化計画に基づき新たな担い手に農地を引き継ぐ場合には、引き継いだ担い手が交付対象水田をどのように輪作体系の中で反映していくのかなど、人・農地プランに基づく農地の集積や賃貸借期間中の農地については、5年間の期間の延長措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 4 年 3 月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣